



オムスワはOkayama Medical Social Worker Association の頭文字の略語です。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会事務局：重井医学研究所附属病院内 岡山市南区山田2117 <http://www.omswa.org/>

寒い日が増えてきました。今年最後の月です。

お体崩されないようにお気をつけ下さい。



研修報告 邑久光明園見学に参加して

今回、園内を見学し当事者の方から直接お話を伺うことで、ハンセン病の強制隔離政策の歴史は、二度と繰り返してはいけない過ちであり、これからも生かすべき教訓であると痛感しました。

戦後、隔離政策の誤りが世界共通認識として普及していたにも関わらず、なぜ早期に隔離を解き、人権回復のための施策を実施できなかったのか、その背景に何があったのかなど、現在でもソーシャルワークを行っていくうえで重要な課題であるように思いました。

様々な情報を入手することが困難であった時代から、現在は誰でも容易に入手・選択することができるため、ソーシャルワークに携わる者として、常に正確な知識や情報を得て、社会的に弱者である方々の権利擁護・代弁することの重要性を改めて感じました。

今後、ハンセン病の回復者が島内から減少し、運営上課題はたくさんあるかとは思いますが、負の遺産として後世に残していくことができるよう切に願っています。

寺山 和美 (B会員)



研修会のお知らせ

【基礎コース】1・2年目第4回、3年目第3回研修

日時：2018年12月15日(土) 13:00~16:00 (受付時間 12:30~)

場所：倉敷中央病院 第3棟3階会議室

※集合は12:30以降に「倉敷中央病院 南口玄関入って右手1-65」へ

内容：事例検討

対象：2018年度基礎コース研修受講者(1~3年目)

★事例提供者の方へ：当日11:00より「打合せ」をおこないます。

10:45に「第3棟1階ドールコーヒー周辺」に集合してください。

★注意事項：昼食は事前に必ず各自準備して会場にお越しください。

(セキュリティの関係で研修中は出入りできません。)

【ステップアップコース】 ※全体研修兼ねる



◇調査研究

日時：2019年2月23日(土) 14:00~16:15

場所：岡山市民病院

内容：講義 日頃の業務から研究のきっかけを見つける~研究の種の見つけ方と育て方~

講師 岡山県立大学保健福祉学科 教授 竹本与志人先生

対象：全体研修を兼ねるため、会員の方はどなたでも参加いただけます

参加費：A会員無料 B会員500円

申込：2/16(土)までに下記までFAXにてお申込みください

ルスコクリニックMSW福田宛て FAX086-201-0632

【専門コース】

◇実践報告会 ※全体研修兼ねる 申し込み締め切りを延期しています！！是非ご参加下さい。

※内容等詳細は前月号オムスフに掲載しています。

日 時：2018年12月8日(土) 14:00~16:30 (受付時間13:30~)

場 所：倉敷在宅総合ケアセンター 4F 多目的ホール

申 込：12/7までに下記まで FAX にてお申込みください。

さとう記念病院 MSW 大田宛 FAX:0868-38-6693

◇人間理解・SW 技術の向上 ※全体研修兼ねる

厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の検討会メンバーでもあった田村里子先生をお招きし意思決定支援に関する研修会を企画しました。各医療機関において様々な ACP についての取り組みが進められていると思います。是非ご参加ください。

日 時：2019年2月3日(日) 10:00~16:00 (受付9:30~)

場 所：川崎医科大学総合医療センター 2F 川崎祐宣記念ホール

※なるべく公共交通機関を利用してください(病院地下駐車場は有料です)

内 容：「人生最終段階における意思決定支援」 講義・ワーク

講 師：田村里子氏 (WITH 医療福祉実践研究所)

対 象：全体研修を兼ねるため、会員の方はどなたでも参加いただけます

参加費：A 会員無料 B 会員 500 円

申 込：1/25 (金) までに下記まで FAX にてお申込みください

さとう記念病院 MSW 大田宛 FAX0868-38-6693



【東北の会 合同研修】※全体研修を兼ねる

日 時：2019年1月19日(土) 14:00~16:30 (受付 13:30~)

場 所：向陽台病院 2階会議室

内 容：アルコール依存症について

アルコール依存症の治療や基礎知識、アルコール依存症患者の支援 でソーシャルワーカーに求めることについてご講義いただきます。

講 師：独立行政法人 岡山県精神科医療センター 医師 橋本望 氏

社会医療法人高見徳風会 希望ヶ丘ホスピタル 看護師 日下誠 氏

参加費：A 会員：無料 B 会員：500 円

対 象：全体研修を兼ねておりますので、会員の方はどなたでもご参加ください

申 込：1月12日(土)までに下記まで FAX でお申し込みください

医療法人社団井口会 向陽台病院 弓削康治 宛て

FAX:0867-52-1838



【全体研修】 市民公開講座 ※詳細は同封のチラシをご覧ください！！

日 時：2019年3月2日 14:00~16:00

場 所：オルガホール

講 演：『い(生・逝) きたた』は、自分で決める ~私たちが行う ACP~

講 師：金子稚子氏 (終活ジャーナリスト ライフ・ターミナル・ネットワーク代表)

参加費：500 円





選挙管理委員会からのお知らせ

【次期役員選挙のお知らせ】

来年3月末の役員任期満了に伴い、次期役員選出を下記の要領で行います。

2018年12月 1日 告示 立候補及び推薦の受付開始

12月14日 立候補及び推薦の受付締め切り

2019年 2月 1日 立候補及び被推薦者の発表 投票受付開始

2月14日 投票終了

の予定としております。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

選挙管理委員会

委員長 しがい病院 橋谷陽子

委員 松田病院 宮本朋加

委員 南岡山医療センター 松原佳子



事務局からのお知らせ

【他団体から研修のお知らせ】

*平成30年度こころの健康講演会

日時：2018年12月21日（金）13：30～15：30

場所：ピュアリティまきび

内容：「死にたい」と「生きたい」の狭間でできること～身近な人の死を防ぐために～
筑波大学 高橋祥友先生

参加費：無料

申し込み先：岡山市こころの健康センター 086-803-1273

締め切り：2018年12月14日（金）

主催：岡山市こころの健康センター



【会員の異動】 **ホームページでは掲載しません。**

☆今月の担当は、木口（金光病院）、森田（倉敷第一病院）、安保（梶木病院）でした。

1月号の担当は、中野（倉敷記念病院）、岡部（玉野中央病院）、井上（チクバ外科）です。

尚、原稿を依頼される場合は、中野（倉敷記念病院）のメールアドレスまでお送りください。

締め切り 12月15日（土）必着 中野 renkei@seiwakai-net.or.jp





2018 年 3 月厚生労働省より、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」および「措置入院の運用に関するガイドライン」が通知された。平成 30 年度診療報酬改定において、措置入院患者への精神医療の評価として「精神科措置入院患者退院支援加算」が創設され、算定要件に盛り込まれている退院後支援のニーズアセスメント、自治体との連携などに関してガイドラインにその内容が示されている。

(ガイドラインの詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。)

精神科措置入院退院支援加算の新設

◇措置入院患者に対して、自治体と連携した退院支援を実施した場合の評価が新設された。

(新) 精神科措置入院退院支援加算 600点 (退院時)

[算定要件]

措置入院者(緊急措置入院者及び措置入院又は緊急措置入院後に医療保護入院等により入院した者を含む。以下同じ。)に対して、入院中から、自治体と連携して退院に向けた支援を実施するため、以下の体制をとっていること。

- (1) 当該保険医療機関の管理者は、措置入院者を入院させた場合には、入院後速やかに、措置入院者の退院後の生活環境に関し、本人及びその家族等の相談支援を行う担当者を選任すること。
- (2) 自治体が作成する退院後支援に関する計画が適切なものとなるよう、多職種で協働して当該患者の退院後支援のニーズに関するアセスメントを実施し、自治体と協力して計画作成のために必要な情報収集、連絡調整を行うこと。
- (3) 退院後支援に関する計画を作成する自治体に協力し、当該患者の入院中に、退院後支援のニーズに関するアセスメントの結果及びこれを踏まえた計画に係る意見書を当該自治体へ提出すること。

自治体と連携した措置入院後の通院精神療法等の評価

◇自治体の作成する退院後の支援計画に基づいて、措置入院を経て退院した患者に行う通院・在宅精神療法の区分が新設された。

◇通院・在宅精神療法における精神保健指定医に係る評価を廃止し、初診時に60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合の評価が新設された。

現行	改定後
<p>【通院・在宅精神療法】</p> <p>1 通院精神療法</p> <p>イ 初診の日において地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医等が 30 分以上行った場合 600 点</p> <p>ロ イ以外の場合</p> <p>(1) 30 分以上の場合 400 点</p> <p>(2) 30 分未満の場合 330 点</p>	<p>【通院・在宅精神療法】</p> <p>1 通院精神療法</p> <p>イ 自治体が作成する退院後の支援計画において支援を受ける期間にある措置入院後の患者に対し、当該計画において療養を提供することとされている医療機関の精神科医が行った場合 660 点</p> <p>ロ 初診の日において 60 分以上行った場合 540 点</p> <p>ハ イ又はロ以外の場合</p> <p>(1) 30 分以上の場合 400 点</p> <p>(2) 30 分未満の場合 330 点</p>

(※) 在宅精神療法についても同様に見直し

◇措置入院を経て退院した患者に対し、看護師等が通院精神療法と併せて患者の療養生活等に対する総合的な支援を行った場合の加算が新設された。

通院精神療法

(新) 措置入院後継続支援加算 275点 (3月に1回)

[算定要件]

- (1) 医師の指示を受けた看護職員又は精神保健福祉士が、月に1回以上の頻度で、服薬や社会参加等の状況を踏まえて療養上の指導を行っていること。
- (2) 患者の同意を得た上で、退院後の支援に係る全体調整を行う自治体に対し、患者の診療状況等について情報提供を行っていること。

